

別表

	支給費目	区分	対象学年等	内容	支給限度額等
1	新入学児童生徒 学用品費	準要保護者	小学校1年生 中学校1年生	小・中学校入学に当たって、通常必要とする学用品及び通学用品の購入費	小学校 57,060円 中学校 63,000円
2	学用品費	準要保護者	全学年	児童生徒の所持にかかる物品で、学校での各教科及び特別活動の学習に直接必要な物品の購入費	小学校 11,630円 中学校 22,730円
3	通学用品費	準要保護者	2年生以上	児童生徒が、通学のため必要とする物品の購入費	小学校 2,270円 中学校 2,270円
4	校外活動費	要保護者 ・ 準要保護者	全学年	学校行事として行われる宿泊を伴わない校外活動に参加するために直接必要な経費	実費
5	宿泊を伴う 校外活動費	要保護者 ・ 準要保護者	全学年	学校行事として行われる宿泊を伴う校外活動に参加するために直接必要な経費	実費
6	修学旅行費	要保護者 ・ 準要保護者	小学校6年生 中学校3年生	修学旅行に直接必要な経費	実費
7	通学費	準要保護者	全学年	児童生徒が、最も経済的な方法により通学する場合の交通費	実費
8	消耗品費	要保護者 ・ 準要保護者	全学年	児童生徒が、通常必要とする学用品及び通学用品の購入費	小学校 3,650円 中学校 5,910円
9	中学校入学準備費	準要保護者	小学校6年生	中学校へ入学するに当たって、通常必要とする学用品及び通学用品費	63,000円
10	クラブ活動費	準要保護者	中学校全学年	生徒の課外活動として行われるクラブ活動に参加するために必要な経費	実費 (支給限度額30,150円)
11	卒業アルバム費	準要保護者	小学校6年生 中学校3年生	卒業アルバムの購入に要する費用として一律に負担する経費	実費 (支給限度額 小学校 11,000円 中学校 10,000円)
12	医療費	要保護者 ・ 準要保護者	全学年	学校保健安全法施行令第8条に定める疾病の医療費 ・トラコーマ及び結膜炎 ・白せん、かいせん、のうかしん ・中耳炎 ・慢性副鼻くう炎及びアデノイド ・う歯 ・寄生虫病（虫卵保有を含む。）	健康保険の適用範囲内
13	学校給食費	準要保護者	全学年	在学する学校において、学校給食費として徴収する経費	実費
14	小学校入学準備費	準要保護者	就学予定者	小学校へ入学するに当たって、通常必要とする学用品及び通学用品費	57,060円

備考

- 1 この表において「要保護者」とは、要綱第3条第1項第1号に規定する要保護者をいう。
- 2 この表において「準要保護者」とは、要綱第3条第1項第2号に規定する準要保護者をいう。
- 3 備考1にかかわらず、生活保護法第13条に規定する教育扶助を受けていない者は、2に規定する「準要保護者」と見なす。
- 4 この表において「全学年」とは、就学予定者を除いた小学校第1学年から第6学年及び中学校第1学年から第3学年をいう。
- 5 この表において「支給限度額等」とは、支給額又は支給上限額をいう。
- 6 船橋市学校給食費に関する条例（平成26年条例第47号）第5条に規定する学校給食費の減免を受けている者は、項番13「学校給食費」は支給対象としない。
- 7 要綱第2条第1項第2号に規定する者は、項番12「医療費」に限り支給対象とする。
- 8 項番1「新入学児童生徒学用品費」は、4月に認定資格を有している者を支給対象とする。ただし、入学前に小学校入学準備費又は中学校入学準備費の支給を受けた者は、支給対象としない。
- 9 項番1「新入学児童生徒学用品費」及び項番14「小学校入学準備費」は、他の地方公共団体において支給を受けた者又はこれに類する費用の支給を受けた者にあつては、支給対象としない。
項番1「新入学児童生徒学用品費」の支給限度額が前年度より増額となった場合は、小学校入学前年度に項番14「小学校入学準備費」を受けた者及び中学校入学前年度に項番9「中学校入学準備費」の支給を受けた者で、かつ当該年度の児童生徒であるものにあつては、増額後の「新入学児童生徒学用品費」との差額を支給するものとする。
- 10
- 11 項番4「校外活動費」から項番6「修学旅行費」は、実施した日に認定資格を有する者を支給対象とする。
- 12 項番4「校外活動費」、項番5「宿泊を伴う校外活動費」は、実施学年の全児童生徒が参加する活動をいい、原則として、全児童生徒が一律に負担する経費を支給対象とする。
- 13 項番5「宿泊を伴う校外活動費」は、各学年においてそれぞれ一度に限り支給対象とする。ただし、特別支援学級の児童生徒についてはこの限りではない。
- 14 項番6「修学旅行費」は、小学校及び中学校においてそれぞれ一度に限り支給対象とする。また、特別な事情により小学校第6学年、中学校第3学年時より前に実施する場合であっても支給対象とする。
項番7「通学費」は、通学距離が小学生にあつては片道4km以上、中学生にあつては片道6km以上である者を支給対象とする。ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）第81条第2項に規定する特別支援学級に在籍する児童生徒は、通学距離にかかわらず支給対象とする。
項番7「通学費」は、要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱（昭和62年5月1日文科大臣裁定）第1条に規定する特別支援教育就学奨励費により支給する場合にあつては、支給対象としない。
- 15
- 16
- 17 項番9「中学校入学準備費」は、3月に認定資格を有する者を支給対象とする。
- 18 項番10「クラブ活動費」は、学校教育活動の一環として行う部活動に要する経費を支給対象とする。
- 19 項番11「卒業アルバム費」は、2月または3月に認定資格を有する者を支給対象とする。
- 20 項番2「学用品費」、項番3「通学用品費」及び項番8「消耗品費」は、支給限度額を12月で除した金額を月額とし、各月に認定資格を有している月分を支給対象とする。
- 21 項番12「医療費」は、医療機関を受診するための医療券を交付するものとし、医療券の交付については別に定める。